

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyou/kan-syogakukyuuufukin.html">http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyou/kan-syogakukyuuufukin.html</a>

中止

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であって別に規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 第二の項の3 公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であって別に規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	宮城県国公立高等学校等奨学給付金支給要綱 第1
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る <u>経済的負担の軽減を図り</u> 、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	<u>国公立の高等学校等に在学する高校生等</u> がいる低所得世帯に対する奨学のための給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、全ての意思のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、 <u>授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減</u> することを目的とする。 なお、この給付金は、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日 文部科学大臣決定)における補助対象に該当するものであり、宮城県における事業名称を「高校生等奨学給付金事業」とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宮城県国公立高等学校等奨学給付金支給要綱